

奈良県議会基本条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十二号

奈良県議会基本条例等の一部を改正する条例

(奈良県議会基本条例の一部改正)

第一条 奈良県議会基本条例(平成二十二年十二月奈良県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(政務活動費)」に改め、同条第一項中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、同条第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
(奈良県議会委員会条例の一部改正)

第二条 奈良県議会委員会条例(昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(常任委員の任期)

第四条 常任委員は、議員の任期中在任する。

第五条の見出し中「及び委員の定数」を削り、同条第二項中「数」を「定数」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
第六条第三項中「前項ただし書」を「第二項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第十六条第二項中「を終る」を「が終わる」に、「または」を「又は」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十一条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第二十二条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下

「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第二十六条中「奈良県議会会議規則」の下に「(昭和三十一年十二月奈良県議会規則第一号)」を加え、同条を第三十条とする。

第二十五条を第二十九条とし、第二十四条を第二十八条とし、第二十三条を第二十七条とし、第二十二条の次に次の四条を加える。

(公述人の発言)

第二十三条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第二十四条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十五条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第二十六条 委員会が、参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第二十三条(公述人の発言)、第二十四条(委員と公述人の質疑)及び第二十五条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(奈良県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則(第五条第一項を除く。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を、「会派」の下に「（以下「会派」という。）」を加える。

第九条を削り、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。
第五条第一項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「奈良県議会の」を削り、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第二条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第一に、議員にあつては別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第十一条を削る。

第十二条中「第九条」を「第二条」に、「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（透明性の確保）

第十三条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二条関係）

会派に交付する政務活動に要する経費

経費	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調

	<p>査委託に要する経費</p>
<p>研修費</p>	<p>1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費</p> <p>2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</p>
<p>広聴広報費</p>	<p>会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費</p>
<p>要請陳情等活動費</p>	<p>会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費</p>
<p>会議費</p>	<p>1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費</p> <p>2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費</p>
<p>資料作成費</p>	<p>会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費</p>
<p>資料購入費</p>	<p>会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費</p>
<p>事務所費</p>	<p>会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費</p>
<p>事務費</p>	<p>会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費</p>
<p>人件費</p>	<p>会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費</p>

別表第二（第二条関係）

議員に交付する政務活動に要する経費

経費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	<p>1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費</p> <p>2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費</p>
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	<p>1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費</p> <p>2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費</p>
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。
(奈良県政務調査費の交付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第三条の規定による改正後の奈良県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の奈良県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第五条の規定による会派の届出は、施行日において新条例第六条の規定により提出された会派の届出とみなす。
(奈良県議会運営委員会条例の一部改正)
- 4 奈良県議会運営委員会条例（平成五年十月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二十六条」を「第三十条」に改める。